

日 誌 (昭和36年 3月)

【国内】

- 1日 ○本行名古屋支店、日本割引短資(株)名古屋支店と当座預金取引を開始(名古屋コール市場および外国為替市場開始)
○相互銀行協会、貸出金利の日歩1厘引下げを実施
○信用金庫協会、貸出金利の日歩1厘引下げを実施
○全国信用協同組合連合会および信用協同組合、貸出金利の日歩1厘引下げを実施
- 6日 ○本行、本店において公示するドイツ連邦共和国通貨の裁定外国為替相場を変更(1ドイツ・マルクにつき従来85円72銭を90円に)
- 7日 ○外国為替銀行、米ドル建輸入ユーザンス金利を引上げ(3か月もの年利5.375%以上を5.5%以上へ、4か月もの年利5.5%以上を5.625%以上へ)
- 8日 ○本行、本店において公示するオランダ王国通貨の裁定外国為替相場を変更(1オランダ・ギルダーにつき従来94円74銭を99円45銭に)
- 10日 ○外国為替銀行、米ドル建輸入ユーザンス金利を引上げ(3か月もの年利5.5%以上を5.625%以上へ、4か月もの年利5.625%以上を5.75%以上へ)
- 15日 ○政府、昭和36年度総合資金需給見通しおよび産業資金供給見込みを発表
- 16日 ○海外経済協力基金、業務開始
- 24日 ○外国為替銀行、米ドル建輸入ユーザンス金利を引下げ(3か月もの年利5.625%以上を5.5%以上へ、4か月もの年利5.75%以上を5.625%以上へ)
- 27日 ○本行、海外経済協力基金と当座預金取引を開始
- 31日 ○大蔵省、臨時金利調整法の規定に基づき、金融機関の金利の最高限度に関する告示の一部を改正(預貯金利率など、4月1日から引下げを公告)
○政府、昭和36年度上期外貨予算を決定
○「所得税法」、「法人税法」、「物品税法」、「揮発油税法」、「地方道路税法」、「租税特別措置法」の各一部を改正する法律成立
○「郵便貯金法の一部を改正する法律」成立
○「資金運用部資金法の一部を改正する法律」成立
○「簡易生命保険および郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律」成立

【海外】

- 1日 ○西ドイツ・ブンデスバンク、支払準備率を引下げ、再割引わくを拡大
○アイルランド中央銀行、公定歩合を4%から4%へ引上げ
- 2日 ○フィリピン中央銀行、外国為替売買の際の自由市場レートの適用割合を拡充
- 6日 ○西ドイツ・マルクを5%切上げ
○ニュージーランド準備銀行、商業銀行の要求払預金支払準備率を引下げ(36%→20%)
- 7日 ○オランダ・ギルダーを4.97%切上げ
- 8日 ○エカフェ第17回総会、ニューデリーにて開催(20日まで)
○豪州政府、税制上の優遇措置による輸出振興策を発表
- 11日 ○国際決済銀行理事会、マルクおよびギルダーの切上げにつきステートメントを発表
- 14日 ○ケネディ米大統領、中南米特別教書を議会に提出
○ブラジル政府、重要商品の輸入為替レートを1ドル100クルゼイロから200クルゼイロへ切下げ
- 15日 ○フルワールト南ア首相、南アの英連邦離脱を声明
○フィリピン中央銀行、輸入為替付加金の賦課率を引下げ(20%から15%へ)
○豪州政府、スイスにおいて外債を募集(60百万スイス・フラン、利率4½%、期限15年)
- 16日 ○ケネディ米大統領、農業特別教書を議会に提出
- 22日 ○ケネディ米大統領、対外援助特別教書を議会に提出
○サウジアラビア、IMF8条国に移行

-
-
- 23日 ○ケネディ米大統領、経済協力開発機構(OECD) 条約批准書に署名
○ロイド英蔵相、ボンにてエアハルト西ドイツ経済相と会談(24日まで)
○豪州政府、カナダにおいて外債を募集(20百万カナダ・ドル、利率5 $\frac{3}{4}$ %、期限20年)
○ニュージーランド準備銀行、公定歩合を6%から7%へ引上げ、同時に商業銀行の預金支払準備率引上げなどの金融引締め措置を発表
- 24日 ○ケネディ米大統領、予算教書を議会に提出
○米輸出入銀行、新たな諸施策の実施計画を発表
- 27日 ○開発援助グループ(DAG) 会議、ロンドンにて開催(29日まで)
○フィンランド、EFTAへの参加協定文に調印
- 28日 ○ケネディ米大統領、国防予算特別教書を議会に提出
- 29日 ○英国大蔵省、1960年国際収支白書発表
○ポルトガル、IMFおよび世界銀行に加盟
- 30日 ○欧州経済共同体とギリシャとの連合条約仮調印
○南ア準備銀行、最低準備率を10%から6%へ引下げ
○ナイジェリア、IMFおよび世界銀行に加盟